

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

フォローアップ用

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：串間市簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和31年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	串間市	職員数 (H22. 4. 1現在)	2
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	228円 (H21年度)	財政力指数	0.271 (H21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	— (H21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	— (H21年度)
経常収支比率 (%)	93.9 (H21年度)	実質公債費比率 (%)	13.5 (H22年度)
		将来負担比率 (%)	71.0 (H21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	串間市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	串間市長 野辺修光
既存計画との関係	「串間市水道ビジョン(H22.3策定)」 「串間市自立推進行政改革プラン実施計画書(H22～H24)」
公表の方法等	・平成22年12月定例市議会説明 ・串間市公式HP（水道課）
基本方針	簡易水道事業は、地方公営企業法の適用がなくとも、独立採算性を基本にその経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう経営を行うことが求められている。しかしながら、本市においては、その事業目的としては政策的な目的と地形的性質から10の簡易水道事業施設が点在し、経営としての独立採算は困難なのが実態である。このような中で簡易水道の統合が国の政策により進められ、本市も平成25年度に一部統合、平成28年度には全ての簡易水道を水道事業へ統合を予定しており、水道事業経営への影響が懸念されるところである。 このため、簡易水道事業の中期的な経営状況を見通した上で、経営の合理化・効率化を行い、早期に経営の健全化を図り、簡易水道統合による水道事業経営への負担を軽減させることを目的として「串間市簡易水道事業経営健全化計画」を策定する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	23,911.1	9,035.1	37,859.4	70,805.5
	補償金免除額	4,450.9	2,245.2	12,414.1	19,110.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	-	-	-	-
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	-	-	-	-

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	簡易水道事業債	23,911.1	9,035.1	37,859.4	70,805.5
合 計 (A)		23,911.1	9,035.1	37,859.4	70,805.5
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		23,911.1	9,035.1	37,859.4	70,805.5

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)		0	0	0	0
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)		0	0	0	0
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の簡易水道事業は、昭和31年に供用開始し、今年で54年目を迎える。昨今の少子高齢化と過疎化による人口減少や技術発展による節水機器の普及が水道事業の経営に与える影響は大きく、給水人口と水需要は年々減少しており、今後の伸びも期待できない状況である。</p> <p>また、水道施設においては、市内に10の簡易水道があるが、老朽化した施設もあり、今後計画的な更新を図る必要があるが、いずれの施設も政策的な観点から設けられたもので、公営企業の原則とされている独立採算が成り立つような経営状況ではなく、毎年一般会計繰入金で賄っている状況である。地形的な要因から簡易水道は市内に点在しており、投資効率をみる配水管使用効率は4.1m³/mと同規模の水道事業(平均11.8m³/m)と比較しても悪い状況である。</p> <p>一方で、平成19年1月から水道課窓口業務の民間委託化により職員を減員し、平成20年4月には平均10.7%値上げの料金改定を実施するなど経営健全化に向けて取組んできたところである。</p> <p>以上のような背景の下、平成21年度の歳計剰余金は823千円となっているが、一般会計繰入金を除く実質的な収支は116,807千円の赤字となっており、繰入金比率は59.6%(経済対策分を除く)となっている。なお、今後、国の施策により段階的(平成25年度から平成28年度まで)に水道事業へ統合する必要がある。</p>
経営課題	<p>課題 ① 有収水量の減少と料金水準の適正化</p> <p>平成20年4月に平均10.7%の料金改定を実施したが、簡易水道の給水原価428.89円に対し、供給単価は178.5円で、その料金回収率は41.6%と低く、今後料金水準を検討する必要があるが、水道事業との料金水準を揃える必要があるため、簡易水道事業単独での改定は困難である。</p> <p>課題 ② 投下資本の抑制</p> <p>老朽化した施設を計画的に更新していかなければならないが、多額の資金が必要なのに対して、採算が取れないため、経営に与える影響は大きい。</p> <p>課題 ③ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>平成19年1月から水道課窓口を包括的に民間委託し職員を削減してきたが、施設の維持管理コストを削減するためにも、段階的に委託範囲を拡大して行く必要がある。しかし、施設の老朽化や施設数が多いため、委託コストが高くなる可能性もあることから、慎重な検討が必要である。</p> <p>課題 ④ 情報公開の促進</p> <p>情報公開が求められる現在、その情報の整理がなかなか進まない状況であったが、平成22年6月に水道課のHPを公開したため、お客様情報をはじめ水質検査の状況や財務状況等を整理ができたものから順次公開し、透明な経営を推進したい。</p> <p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成17年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成19年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成20年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成21年度 （計画前年度） （ 決 算 ）	平成22年度 （計画初年度） （ 決 算 ）	平成23年度 （計画第2年度） （ 決 算 ）	平成24年度 （計画第3年度）	平成25年度 （計画第4年度）	平成26年度 （計画第5年度）			
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	118	112	104	111	130	107	99	114	102	100	99	98		
	(1) 営 業 収 益 (B)	72	71	72	79	78	78	74	78	72	83	82	79		
	ア 料 金 収 入	72	71	72	79	77	78	74	78	72	83	82	79		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他					1									
	(2) 営 業 外 収 益	46	41	32	32	52	29	25	36	30	17	17	19		
	ア 他 会 計 繰 入 金	45	39	31	31	51	27	24	35	29	16	16	18		
	イ そ の 他	1	2	1	1	1	2	+	1	1	1	1	1		
	2 総 費 用 (D)	116	113	101	114	119	94	99	98	102	100	99	98		
	(1) 営 業 費 用	84	83	73	86	93	69	76	77	83	83	84	84		
ア 職 員 給 与 費	27	21	7	8	35	15	16	16	17	17	18	18			
うち退職手当					26										
イ そ の 他	57	62	66	78	58	54	60	61	66	66	66	66			
(2) 営 業 外 費 用	32	30	28	28	26	25	23	21	19	17	15	14			
ア 支 払 利 息	32	30	28	27	25	23	23	19	17	15	15	14			
うち一時借入金利息															
イ そ の 他				1	1	2	0	2	0						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2	-1	3	-3	11	13	0	16	0						
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	52	56	79	89	96	97	109	68	83	100	67	66	65	64
	(1) 地 方 債			9	13			38		9	24				
	資本費平準化債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	52	56	66	67	96	59	74	59	74	76	67	66	65	64
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国（都道府県）補助金			4	9										
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	52	56	79	89	107	110	109	84	83	100	67	66	65	64
(1) 建 設 改 良 費			16	22	41		14	16	15	15	9	9	9		
うち職員給与費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	52	56	63	67	66	96	95	68	85	58	57	56	55		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)						-11	-13	0	-16	0					

(単位:百万円,%)

区 分	年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
	(E)+(I)	(J)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (決算)			
収 支 再 差 引	2	-1	3	-3											
積 立 金															
前 年 度 か ら の 繰 越 金		2	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1			
前 年 度 繰 上 充 用 金															
形 式 収 支	2	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	1		1												
実 質 収 支	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
(N)-(O)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	70.2	66.3	63.4	61.3	70.3	56.3	51.0	68.7	60.0	53.9	62.8	63.2	63.8	64.2	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金の不足額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	72	71	72	79	78	78	74	78	72	83	82.8	82	81.6	79	79.2
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	72	71	72	79	78	78	74	78	72	83	82.8	82	81.6	79	79.2
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
企 業 債 現 在 高 (X)	979	922	868	814	748	690	694	631	632	570	574	512	514	456	459

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	(決算)	(決算)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (決算)		
収 益 的 収 支 分	45	39	31	31	51	27	24	35	29	16	16	18		
うち基準内繰入金	24	22	14	14	12	27	19	25	17	16	16	16		
うち基準外繰入金	21	17	17	17	39	0	5	10	12			2		
資 本 的 収 支 分	52	56	66	67	96	59	74	59	74	76	67	66	65	64
うち基準内繰入金	27	28	33	34	33		48		34	43	29	28		
うち基準外繰入金	25	28	33	33	63	11	24	25	40	34	38	37		
合 計	97	95	97	98	147	86	99	94	103	92	83	82	83	82

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第3年度) (決算)	平成25年度 (計画第4年度) (決算)	平成26年度 (計画第5年度) (決算)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		42.5	41.6	43.9	43.4	41.6	51.3 35.6	44.3 38.9	47.1 41.4	49.2 49.5	48.6 48.9
資本費 (円)		179	188	214	229	228	293 307	240	288	194 191	189 186
総収支比率(法適用) (%)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率(法適用) (%)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収支比率(法適用) (%)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		70.2	66.3	63.4	61.3	70.3	56.3 51.0	68.7 60.0	53.9	56.3 63.2	56.3 64.2
繰入金比率	収益的収入分 (%)	38.1	34.8	29.8	27.9	39.2	25.2 24.2	30.7 28.4	16.0	16.2	18.3
	うち基準内繰入金 (%)	20.3	19.6	13.5	12.6	9.2	25.2 18.9	21.9 16.5	16.0	16.2	16.1
	うち基準外繰入金 (%)	17.8	15.2	16.3	15.3	30.0	0.0 5.4	8.8 11.9	0.0	0.0	2.2
	資本的収入分 (%)	100.0	100.0	83.5	75.3	100.0	60.8 65.1	86.8 89.2	76.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	51.9	50.0	41.8	38.2	34.4	49.5 43.6	50.0 41.0	42.5	43.3 43.2	43.1 43.0
	うち基準外繰入金 (%)	48.1	50.0	41.8	37.1	65.6	11.3 21.6	36.8 48.2	33.5	56.7 56.8	56.9 57.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>当市は、平成20年4月に平均10.7%値上げの料金改定を実施した。少子高齢化に伴う過疎化により、給水人口は今後も減少し、水需要も同様に減少することが見込まれる(国立社会保障問題研究所公表「日本の市町村別将来推計人口」を参考に算出)。社会経済が低迷するなかでの料金改定については、市民の理解を得難いと思われるが、水道事業の経営健全化のためにも計画的に実施する必要がある。従って、今回の計画については、平成24年度に20%の料金改定を実施することを前提としている。なお、この料金改定については、長期的な経営状況を分析したうえで経営上必要と見込まれる収益から算出した改定率である。ただし、料金改定については、水道料金審議会での審議事項であり、条例改正による議決事項であるため、将来的に水道料金審議会の答申と、条例改正が議決されることが前提となる。※平成24年4月から平均21.9%の料金値上げを実施したが、本計画においては、平成24年度以降の実績が確定したい、数値を修正することとする。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>簡易水道事業は、独立採算が成り立つような経営状況ではなく、毎年一般会計繰入金で賄う必要がある。また、上述の料金改定を実施して歳入の増加を図り、基準外の繰入を抑制させている。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>簡易水道事業での大規模投資については予定していない。また、資産売却等により収入が見込めるものについては、速やかに売却して財源確保と資産の有効活用を図りたい。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>繰上償還に伴う借換債の発行総額は71百万円(H22:38百万円、H23:9百万円、H24:24百万円)で、借換債は利率2%と仮定して元金均等払いで計算した。その効果額は、将来10年間の利息負担予定額で16百万円の削減が見込まれる。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	<p>新串間市行政改革大綱(改訂版)第2期実施計画に基づき民間委託等の推進として、平成19年1月から水道課窓口業務を民間委託し、それまでの職員3名から職員2名を減員した。串間市の職員定員管理については、串間市職員定員管理計画に基づき、市長部局と公営企業を含めた串間市全体として平成19年度から平成24年度までに22名を削減する計画となっている。なお、平成22年度時点での状況では平成24年度の目標を達成できる見込みである。簡易水道事業に関しては、平成21年度に会計間負担の見直しにより職員1名を増員、現在は職員2名体制(技術職含む)となっている。</p>
○ 給与のあり方		<p>職員採用、人事、給与の支給等に関しては、市長部局の人事担当課が所管しているところであるが、給与制度については、国に準拠した支給となっている。なお、特殊勤務手当は過去に廃止しており支給していない。以下、水道事業の給与制度のあり方については、一般会計の制度に準じているため、一般会計の方針について記載する。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度より厳しい財政状況を反映して管理職手当(100分の10)を平成21年度まで100分の8、平成22年度を100分の9で減額支給している。 ・当市のラスパイレース指数は平成21年度で100.8、平成23年度100.7となっているが、その要因は職員分布が変わり、経験年数階層の変動があったことにより上昇しているが、昇給制度を含め平成24年度までに適正水準への改善に取り組む。なお、俸給表については国に準拠している。 ・昇給に伴うわたり制度については、3級及び4級の主事級、5級の係長級が該当するが、平成24年度までに労使交渉を含め適正化に向けて取り組む。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		国の制度に準拠している。
◇ 福利厚生事業のあり方		福利厚生事業については、法令等の規定に基づき実施している。今後も同規模自治体の例も参考としながら、適正な水準の事業運営を維持する。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②③	<p>○これまで下記の内容を取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道管漏水等の突発工事に関して、緊急性の低いものは、土日・夜間工事を避けて平日工事とし、修繕費の削減に努めた。 ・区域毎の定期的な漏水調査を実施し、有収率の維持・向上に努めた。 ・他工事との同時施工により舗装費の削減に努めた。 ・工法比較検討によるコスト縮減。高額工事の発注については、一般競争入札を実施した。 <p>○今後の取組みとして上記内容を継続とし、加えて下記の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を基準とした更新計画が基本であるが、管の状況によっては更新の時期を延長する。 ・今後(将来)の人口予測なども見込みながら、適正な規模の事業を行なう。 ・施設の統合可能なものは統合し、施設数を減らす。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	<p>新串間市行政改革大綱(改訂版)第2期実施計画に基づき民間委託等の推進として、平成19年1月から水道課窓口業務を民間委託。職員の減員とお客様サービスの向上を図った。今後、水道施設の維持管理業務についても民間委託を拡大するため、平成23年度までに水道施設台帳(施設情報)の整理を完了させ、同時期までに費用対効果と委託先の有無を分析し、平成25年度中に委託の方向性を決定したい。可能であれば平成24年度からの委託を目指す。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成21年度の供給単価は178.50円に対し、給水原価は428.89円で、その差は250.39円となっている。簡易水道については、政策的な建設により、水道料金で採算が取れる状況ではない。また、水道事業と簡易水道事業を同一地域同一料金という考えの下、料金を設定しているが、水道事業の供給単価は類似団体平均を超えている状況である。今後、有収水量の減少により給水原価が上昇することが見込まれている。従って、適正な料金水準を確保することが望まれるため、平成19年度の水道料金審議会での料金の改定の審議は平成24年度を予定することで決定していたが、審議予定を1年前倒しし、平成23年度に水道料金審議会を開催する。そして、平成24年度から20%の料金改定を実施したい。ただし、料金改定については、水道料金審議会での審議事項であり、条例改正による議決事項であるため、将来的に水道料金審議会の答申と、条例改正が議決されることが前提となる。平成23年度に水道料金審議会を開催し、平成23年12月定例会市議会にて平均で21.9%の料金値上げを議決、平成24年4月から新料金を適用している。
○ 売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	収入を増やす取組みとして、給水区域内の水道未接続者に対して、水道接続の推進を図り、給水収益の増加を図る。平成23年度中に水道施設台帳（施設情報）の整理を実施するため、その過程で不要な財産があった場合については、売却又は処分を行い収入の確保を行う。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	④	平成22年6月に水道課HPを開設し、お客様情報と水質検査の状況を公開しているが、今後は経営健全化計画をはじめ、決算状況や経営分析等の財務情報を積極的に公開し、水道事業経営と適正料金水準についてオープンな議論ができるよう透明な経営を目指す。
○ 行政評価の導入	④	効率的な行政運営と説明責任を果たすため、平成14年度から事業評価を全庁的に実施しているが、平成23年度より各事業の上層にあたる施策評価を実施する予定である。また、平成23年度からの第5次長期総合計画において、新たな目標設定管理制度を導入し、各種設定した目標指標に対する進捗度を計り、業務執行の可視化を実現する。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の統合を図り、スケールメリットによるコスト削減を図る。 ・水道施設の維持管理業務委託を平成24年度までに実施する。(ただし、費用対効果を分析結果による。) ・水道管漏水等の突発工事に関して、緊急性の低いものは、土日・夜間工事を避けて平日工事とし、修繕費の削減に努める。 ・区域毎の定期的な漏水調査を実施し、有収率の維持・向上に努める。 ・道路改良工事等との同時施工により舗装費の削減に努める。 ・工法比較検討によるコスト削減を図る。また、高額工事の発注については、一般競争入札を実施する。 ・耐用年数を基準とした更新計画を基本とするが、管の状況によっては更新の時期を延長する。 ・今後(将来)の人口予測なども見込みながら、適正な規模の更新事業を行なう。 ・施設の統合可能なものは統合し、施設数を減らす。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に水道料金を20%値上げを行う。ただし、料金審議会における審議と議会の議決が必要である。(IV-2関係) 平成24年4月から平均21.9%の料金値上げを決定済み。 ・給水区域内の水道未接続者(自家水利用者等)を調査し、水道接続の促進を図る。 ・アウトソーシングの範囲を可能な限り広げ、費用対効果があれば推進する。 ・漏水調査による漏水解消により有収率の向上を図り、効率的な経営に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>料金改定やコスト削減を実施して、繰出基準外の繰入れの抑制を図る。</p>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工法比較による工事コストの削減により、企業債発行が抑制されるため、企業債利息の減少が見込める。 ・繰上償還に伴い将来利息負担額の抑制が見込める。また、借換債の発行により、従来の償還予定額よりも償還期間が短くなることから、さらに将来利息負担額の抑制効果が見込め、資金繰りへの影響についても、元金の増加支出額より、利子の削減額が上回るため、余剰金を他の財源に充当することが可能となる。 ・平成21年度の水道料金の収納率は、99.3%で県内9市の中でも上位に位置付けているため、今後も全部収納を目標として努力する。未収金対策については、収納率が高いため、大きな改善効果としては表れない。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計				
	累積欠損金比率	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-					
	企業債現在高	979	922	868	814	748		690	691	631	632	570	571	512	514	456	459

【収入の確保】

	料金改定率				10.7%				審議会開催	20%					
	改善効果額(料金の適正化)				8	8	16	8	8	7	21	21	20	78	77
	未収金の徴収対策														
	改善効果額														
	一般会計負担金の額														
	改善効果額(負担金の確保等)														
	資産の有効活用														
	改善効果額(収入増額)														
	その他()														
	改善効果額														

【経費の削減】

	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)													
	改善効果額													
	給与水準													
	改善効果額													
	その他()													
	改善効果額													
	維持管理費等									施設維持管理委託				
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他(窓口業務委託)		職員△2							会計間委託負担区分見直し				
	改善効果額	1	17	18	15	51	14	8	8	8	8	8	46	
	計画前5年間改善効果額 合計						67							
	改善効果額 合計 A												124	123
	<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)													19

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※① 会計間委託負担金の見直しについては、平成23年度から窓口業務委託料について、水道事業と簡易水道事業の負担割合を見直すため、効果額が下がっている。

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	6	6	5	5	5	5	5	4	4	4
年間総有収水量 (千m³)	458	454	459	437	431	436	413	433	399	370
公称施設能力 (m³/日)	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073
1日最大配水量 (m³/日)	1,756	2,161	2,165	2,084	2,055	2,080	1,973	2,145	1,904	1,790
最大稼働率 (%)	57.1	70.3	70.5	67.8	66.9	67.7	64.2	69.8	62.0	58.2
供給単価 (円/m³)	157	155	157	180	179	179	179	179	180	214
給水原価 (円/m³)	368	373	359	414	429	349	504	363	464	454

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成25年度に高松、秋山、本城簡易水道を統合予定。平成28年度に残り全ての簡易水道を統合予定。
なお、統合した場合については、水道事業経営に与える影響は大きいと見られ、統合した簡易水道の運営資金の不足相当額は、引続き一般会計繰出金で賄う予定。